

○ 財務省告示第二百六十三号  
平成二十五年七月一日に発行した事務取扱規則（平成十一年大蔵省基づき、平成元年大蔵省）  
条件等を次のとおり告示する。  
国庫短期財務証券（第三百七十七回）

二 一  
条 令 第六号  
件 政府資金調達事務取扱規則  
平成二十五年七月一日に告示する。

の法發号名稱及び記  
條律及の根柢拠  
項及び根柢拠

四 三 二 一  
發行方法 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」  
る参て札發によ「振替法」とい、の規定  
も加、「と行の者財同一發行に付けるもの、その規  
にご務時とい、の規定  
よと大にい、の規定  
るに臣行う。發応がわ、「以下入行とし、の規  
行募各れ及「札わする。そ規  
へ限國るび価「れる。の規  
以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の規

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 九 三 十 五	千 額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 二 兆	万 面 円 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 五 九 万 三	円 金 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 四 千	額 額	応 額 市 ° ら み	争 市
八 三 千 四	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 十 五 百	三 五	額 範 特 の う	札 特
円 五 百 五	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
億 円 十	九 三	割 内 參 募 応	行 參
三 億	百 千	り に 加 額 募	一 加
千 四	三 四	当 お 者 を 價	と 者
七 千	十 百	て い ご 順 格	い •
百 七	六 六	る て と 次 の	う 第
八 百	億 十	。 各 の 割 高	。 I
十 九	三 三	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發		
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價		
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 七 月 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 き 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 三 の 銀 百 翌 営 業 業 日 日	償 當 た だ し と 、 償 五 年 、 期 九 つ 。 そ が 月 三 の 銀 百 翌 休 業 業 日 に に	平 成 二 十 五 年 七 月 一 日	額 額 金 額 を と 、 百 支 き 円 払 は 還 に う 、 期 九 つ 。 そ が 月 三 の 銀 百 翌 営 業 業 日 に に	十 額 七 面 入 価 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 應 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 七 面 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 七 面 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 面 七 面 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日

十額の十額 平す額の振  
七面応七面 成るの記替  
錢金募錢金 二。整載法  
六額価六額 十数又の  
厘百格厘百 五倍は規  
六円五円 五年の記定  
毛に毛に 七年金録に  
つ以つ月 七月額はよ  
き上き一日 に、る  
九の九 よ最振  
十そ十 る低替  
九れ九 も額口  
円ぞ円 の面座  
九れ九 と金簿